

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 4 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 4 月 2 5 日（金） 1 3 時 3 0 分～ 1 5 時 2 5 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

報告第 1 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について」

⇒承認（2 件）

報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による届出について

（専決処理）」⇒承認（1 件）

報告第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」⇒承認

議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

⇒許可（6 件）

議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ

いて」⇒許可相当（2 件）

議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見につ

いて」⇒許可相当（4 件）

4 出席委員（1 4 名）

1 番・上田尚秋 2 番・山田和美 3 番・坂元三郎 4 番・上田眞由美

5 番・井澤 守 6 番・山口 透 7 番・前田和毅 8 番・坂本英正

9 番・長谷川高義 10 番・赤松聖美 11 番・魚住龍平 12 番・松井義輝

13 番・船岡重夫 14 番・田中 茂

5 欠席委員（なし）

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

1 番・上田尚秋 委員 2 番・山田和美 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 4 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

本日は改選後初めての定例会となりますので、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

（委員、事務局の自己紹介）

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には「会長は会議の議長となり議事を運営する」との規定がございますので、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、1番・上田尚秋委員、2番・山田和美委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第1号～第3号及び議案第5号～第7号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字上場

地 目： 田

面 積： 3, 4 1 4 m²

賃貸人： 町外在住の所有者 共有3名（持分3分の1ずつ）

賃借人： 地元農業者

設定された権利： 賃貸借権

解約理由： 売却するため

解約届出日：令和7年4月7日

解約成立日：令和7年4月7日

土地引渡時期：令和7年4月7日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町印南字上場	田	1, 0 1 1 m ²
上場	田	2, 3 9 3 m ²
上場	田	2, 6 4 9 m ²
上場	田	1, 2 7 7 m ²
4筆合計		7, 3 3 0 m ²

賃貸人：町外在住の所有者 共有3名（持分3分の1ずつ）

賃借人：認定農業者（法人）

設定された権利：賃貸借権

解約理由：売却するため

解約届出日：令和7年4月7日

解約成立日：令和7年4月7日

土地引渡時期：令和7年4月7日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第2号「農地法第4条第1項の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国安3丁目（小池南交差点南西）

地 目：田

面 積：3 1 0 m²

転用目的：集合住宅

土地利用計画：造成して、申請地南側に車庫付き集合住宅一棟（4戸）
建築する。北側は駐車場（8台）など。雨水は北側道路

側溝へ、汚水は公共下水に接続。

専決処理：令和 7 年 3 月 27 日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、集合住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和 7 年 3 月 27 日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第 3 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局：令和 4 年 2 月に発出された農林水産省からの通知に基づき行うもので、稲美町農業委員会の令和 7 年度の最適化活動について目標を定めるものです。

『Ⅰ 農業委員会の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）』は、

- 1 農業委員会の現在の体制
- 2 農家・農地等の概要で、直近の 2020 農林業センサス等に基づいて記載しております。

耕地面積のところですが、転用などで令和 6 年度から「田」で 20ha、「畑」で 3ha、面積が減少しています。

『Ⅱ 最適化活動の目標』

- 1 最適化活動の成果目標として
 - (1) 農地の集積 (2) 遊休農地の解消 (3) 新規参入の促進の現状及び課題と目標について記載しております。
- 2 最適化活動の活動目標として
 - (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標
 - (2) 活動強化月間の設定目標
 - (3) 新規参入相談会への参加目標 について記載しております。

定例会後は、兵庫県農業会議に確認していただいた後に、町ホームページ等で公表いたします。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表することにいたします。なお、兵庫県農業会議や県などから指摘があれば、修正することについてはご了承願います。

議長：それでは、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は 6 件です。

「番号 1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町蛸草字上條	田	1, 0 0 7 m ²
上條	田	6 8 2 m ²
上條	田	7 6 m ²
上條	田	9 3 m ²
北條	田	7 4 8 m ²
(広谷池西方) 5筆合計		2, 6 0 6 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：草刈機3・コンバイン・トラクター・田植機・軽トラック

栽培作物：水稻・花

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は、菊の栽培が行われているほか、丁寧に鋤きこんで管理されており問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年4月22日13時30分～17時45分までの間、5番・井澤守農地担当副会長、2番・山田和美委員、8番・坂本英正会長及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。
担当委員から調査結果を報告願います。

5番・井澤委員： 申請地は、菊の栽培が行われているほか、鋤いてありました。耕作には問題はありません。譲受人は、令和6年度末まで申請地の一部を利用集積賃貸借しており、熱心な農家ですので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町蛸草字上條	田	2, 4 6 8 m ²
--------------	---	-------------------------

中條	田	1, 633 m ²
野寺字下南岡	田	3, 062 m ²
下南岡	田	2, 106 m ²
(母里小学校西方) 4筆合計		9, 269 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター2・田植機・コンバイン・乾燥機2・粃摺り機
ドローン

栽培作物：水稻・野菜

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 蛸草の地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は、キャベツが栽培されているほか、鋤きこんであり十分に管理されている農地で問題はなく、譲受人は地元の農家で、所有農地の管理ができています。申請地は、鋤きこんであり十分に管理されている農地で問題ないとの報告をいただいています。野寺は大村委員です。申請地は、鋤きこんであり十分に管理されている農地で問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・井澤委員： 申請地は、給排水も整っており、キャベツが栽培されているほか、鋤きこんであり十分に管理されている農地で問題はありません。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所在地：稲美町印南字川北（西部隣保館南）

地目：田

面積：929 m²

権利の種類：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター、田植機

栽培作物：水稻、果樹

議長： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地は鋤きこんであり問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・井澤委員： 申請地は、農地としては耕作に支障はありません。譲受人は南側隣接地の所有者ですので、今後是一体的に耕作管理され問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」「番号5」は、譲受人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

「番号4」「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字上場	田	2, 392 m ²
上場	田	440 m ²
(印南北池東方) 2筆合計		2, 832 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：県外在住の所有者

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター3・コンバイン3・田植機1

栽培作物：軟弱野菜等

「番号5」

所 在：稲美町印南字上場	田	3, 414 m ²
上場	田	1, 011 m ²
上場	田	2, 393 m ²

上場	田	2, 649 m ²
上場	田	1, 277 m ²
(印南北池東方) 5筆合計		10, 744 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：町外在住の所有者 共有3名（持分3分の1ずつ）

譲受人：地元農業者

農機具：トラクター3・コンバイン3・田植機1

栽培作物：水稻

議長： 「番号4」「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地は、譲受人の自宅近隣にあり、また譲受人が認定農業者（法人）の代表であることから問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」「番号5」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・山田委員： 申請地は、パイプハウスが設置してあるほか、ブロッコリーの収穫跡や鋤きこみなどの管理がされており問題ないと思います。また譲受人が認定農業者（法人）の代表で経営規模拡大に努められているので問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号4」「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所 在：稲美町加古字中新田前	田	2, 262 m ²
鳴ヶ岡東	田	1, 008 m ²
鳴ヶ岡東	田	934 m ²
(加古幼稚園西、茨新池西) 3筆合計		4, 204 m ²

権利の種類：所有権

譲渡人：県外在住の所有者

譲受人：地元農業者

農機具：所有）トラクター・草刈機・肥料散布機・農用自動車

リース) 田植機・コンバイン

栽培作物：水稻

議長： 「番号6」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は末澤委員です。申請地は、給排水も整っており、農地として問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号6」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

2番・山田委員： 申請地は、きれいに鋤きこんで管理されており耕作管理に問題ないと思います。また譲受人が認定新規農業者で経営規模拡大に努められているので問題はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」「番号2」は関連する案件で、申請人が同じですので、一括審議にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしと認めます。

なお、この2件については、私が小委員会の担当委員ですので、議長を船岡重夫会長職務代理者と交代いたします。

議長(船岡会長職務代理者)： 坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号1」「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町和田字越(和田新池北西方)

地 目：田 (現況 宅地)

面 積：131m²

申請人：地元所有者

転用目的：住宅用地

土地利用計画： 申請地は、平成16年、所有者の居宅建築ごろから整

地し、駐車場及び庭として今日まで使用。申請書には始末書が添付されています。

「番号2」

所 在：稲美町和田字越（和田新池北西方）

地 目：田（現況 宅地）

面 積：16㎡

申請人：地元所有者

転用目的：住宅用地

土地利用計画：申請地は、庭として今日まで使用。昭和44年の国土調査以前から現況は変わっていない。今回、土地分筆登記に伴い、国土調査の復元作業をしたところ、農地である申請地部分が庭となっていることが判明、当時の測量に錯誤があったと推察される。申請書には始末書が添付されています。

議長：「番号1」「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は大森委員です。申請地は住宅敷地に取り込まれ、庭の一部となっており、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長（代）：小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂本会長：申請地は宅地の一部に取り込まれ、庭として使われています。転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長（代）：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長（代）：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長（代）：全員賛成ですので、「番号1」「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長（坂本会長）：それでは、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は4件です。

なお、「番号1」については、私が小委員会の担当委員ですので、議長を船岡重夫会長職務代理者と交代いたします。

議長（船岡会長職務代理者）： 坂本会長に代わり、再度、議長を務めさせていただきます。

「番号１」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号１」

所 在：稲美町印南字川北

地 目：田

面 積：４１８㎡

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者２名（譲渡人の娘夫婦）

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 西側道路高さまで盛土し、住宅１戸建築する。出入りは西側から。東、南、西側は擁壁新設する。雨水は西側道路の側溝へ放流、汚水は西側道路に埋設の公共下水本管に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済。

議長（代）： 「番号１」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地は周囲を農地に囲まれています。周囲への擁壁新設など転用の計画は雨水排水など考慮されており、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長（代）： 小委員会から調査結果を報告願います。

８番・坂本会長： 申請地は、雨水は西側道路側溝へ放流、汚水は西側道路埋設の下水道に接続されますので、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号１」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号１」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長（坂本会長）：次に、「番号２」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号２」

所 在：稲美町蛸草字高藺

地 目：田

面 積：５５５㎡ ※特別指定区域（新規居住者の住宅区域）

権利の種類：所有権

譲渡人：町外所有者

譲受人：町外在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：南側道路高さまで盛土し、住宅１戸建築する。出入りは南側から。東側は擁壁新設し、雨水は北側の排水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の公共下水本管に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済。

議長：「番号２」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は大西委員です。申請地は周囲を宅地と道路、水路で囲まれています。転用の計画は雨水排水など考慮されており、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

２番・山田委員：申請地は、田として使われています。雨水は北側既存の水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の下水道に接続されますので、転用による農地や排水、道路への影響はないものと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号２」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：全員賛成ですので、「番号２」は申請のとおり、転用及び所有権の移転について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号３」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号３」

所 在：稲美町和田字越 田（現況 畑） ３０４㎡

越 田

6 5 m²

2 筆合計

3 6 9 m²

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町外在住者 2 名（譲渡人の娘夫婦）

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 現状高さで整地し、住宅 1 戸建築する。出入りは北側から。雨水は浸透枡を 5 か所設置、汚水は北側道路に埋設の公共下水本管に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済。

議 長： 「番号 3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大森委員です。申請地は周囲を宅地と農地で囲まれています。雨水排水、農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5 番・井澤委員： 申請地は譲受人の住宅敷地隣接で畑として使われています。雨水は浸透枡の設置、汚水は西側道路埋設の下水道に接続されますので、転用による農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

6 番・山口委員： 接道はどうなっていますか。

事務局： 接道については、既存建物を一部除却し、西側の道路を利用する予定となっています。

9 番・長谷川委員： 既存建物を取り壊すということか。

事務局： その通りです。

議 長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号 3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号 3」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号 4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町印南字川北

地 目：田

面 積：377 m²

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：町外所有者

譲受人：町内在住者（譲渡人の息子）

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画： 北側道路高さまで盛土し、住宅1戸建築する。出入りは北側から。東側、西側に擁壁を新設し、雨水は北側道路の北側排水路に放流。汚水は北側道路に埋設の公共下水本管に接続。都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済。

議 長： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地は周囲を農地、道路、水路で囲まれています。農業用排水、周辺農地、道路等への影響は特にありませんとの報告をいただいています。

議 長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・井澤委員： 申請地は、果樹が植えられており畑として使われています。東側、西側に擁壁を新設し、雨水は北側道路の北側排水路へ放流、汚水は北側道路に埋設の下水道に接続されますので、転用による農地や用排水、道路への影響はないものと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。委員各位のご協力に感謝申し上げます、令和7年4月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和7年4月25日

議長 坂 本 英 正

委員 上 田 尚 秋

委員 山 田 和 美